



平成23年分町県民税・所得税の申告相談のお知らせ

申告までの保存版

◆申告相談日程について

時間・対象 日程	相談時間 及び 対象地区		会場
	午前の部 (受付 9:00~11:00)	午後の部 (受付 13:00~16:00)	
2月1日(水)	魚清水・稲沢・宮・柳原・ 下向・入有屋	荒屋・三枝・飛森・朴山・板橋	町民ホール (役場2階)
2月2日(木)	十日町・羽場・七日町・内町		
2月3日(金)	山崎・上台・下野明・橋台	片貝・安沢・田茂沢・蒲沢	
2月6日(月)	小蟬・漆野・谷口・長野	杉沢・外沢・上中田・下中田	
2月7日(火) ～ 3月15日(木)	申告相談の通知を受けた方 ※町から通知を受けた方で、指定日時にお越しの方を優先させていただきますので、ご了承ください。		※3月上旬～ 第4会議室 (新庁舎3階)

1. 申告相談に必要なもの

- ① 給与、年金等の源泉徴収票。(家族全員分) ※原本をお持ち下さい。(コピー不可)
- ② 生命保険料(一般分・個人年金分)、地震保険料の控除証明書。
- ③ 健康保険料(特に建設国保)の納付証明書。
- ④ 国民年金保険料の納付証明書。
※②、③、④は会社等で年末調整していれば不要です。
- ⑤ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額の分かる書類。
- ⑥ 医療費控除を受ける場合は、領収書を個人ごと計算し、高額医療費や生命保険金を受け取った場合は、金額がわかるもの。
- ⑦ 印鑑と申告者の預金通帳(金融機関名と口座番号が分かるものでも可)

2. 農業・営業・不動産等の事業収入がある方は次の資料もご用意ください

- ・ 集荷業者からの証明書や明細書、飯米等の自家消費分。
- ・ 年間の仕入、売上、収入金の明細書(帳簿・領収書等)。
- ・ 必要経費の明細(金額、農機具・機器等償却資産等)。

申告前に再チェック
お願いします!



お願い

毎年、領収書だけを持参し、計算をされずに来られる方がおりますが、收支内訳書の作成には時間を要し、他の申告に訪れた方をお待たせすることになります。各種収入・経費・支払額は、前もって必ず合計金額を計算してからお越しください。迅速な申告相談にご協力をお願いします。

問合せ先 役場町民税務課 税務係 Tel:52-2111 内線244

◆平成23年分町県民税・所得税申告の変更点について



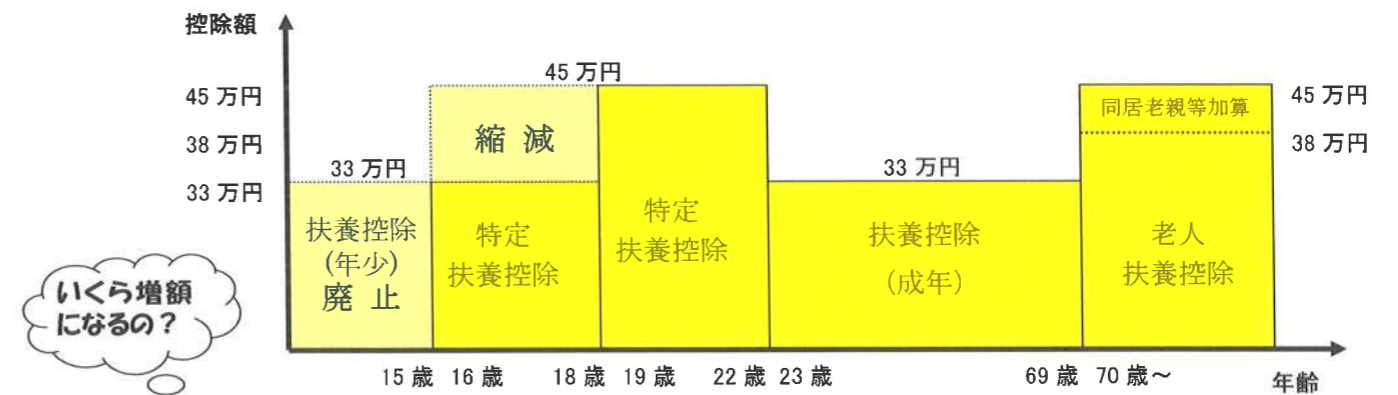
1. 扶養控除対象者が変わりました

平成23年分所得税(国税)および平成24年度住民税(町・県民税)から、次のように所得から控除される扶養対象者が変わりました。

- (1) 年齢16歳未満(平成8年1月2日以後に生まれた方)の扶養控除が廃止されました。
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の方(平成5年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた方)の※特定扶養控除が廃止され、控除額が減少となりました。

※特定扶養控除とは、下記の年齢に該当する人を扶養につけた場合に受けられる控除のことで、一般の扶養控除額よりも高く設定されています。この度の改正により、19歳未満の方を扶養している方の所得税と住民税が増額となる場合があります。

◆住民税扶養控除額の全体像 ※所得税の控除額とは金額が異なります



◆住民税の試算

<例> 所得額300万円、妻・子ども2人(長男16歳・次男8歳)を扶養の場合。

改正前	所得額	配偶者控除	特定扶養控除	一般扶養控除	基礎控除	住民税額
	3,000,000円	- (330,000円)	+ 450,000円	+ 330,000円	+ 330,000円	= 1,560,000円
	1,560,000円	× 10%	= 156,000円	+ 5,000円	= 161,000円	
改正後	所得額	配偶者控除	特定扶養控除	一般扶養控除	基礎控除	住民税額
	3,000,000円	- (330,000円)	+ 450,000円	+ 330,000円	+ 330,000円	= 2,010,000円
	2,010,000円	× 10%	= 201,000円	+ 5,000円	= 206,000円	

差額 206,000円 - 161,000円 = 45,000円 住民税年間で※約45,000円の増額になります。
※改正によるおおよその差額を計算したものですので、実際の税額とは異なります。

2. 年金収入がある方の所得税の確定申告が変わりました

平成23年分以後の所得税について、次に該当する方については**確定申告が不要**となりました。

- ① 公的年金のみ収入の方 → **公的年金の収入額が400万円以下**の場合。
- ② 公的年金の他に収入がある方 → **公的年金の収入額が400万円以下で、他の収入の所得金額が20万円以下**の場合。

※②の方については、**確定申告は不要でも住民税の申告は必要**です。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。